

# 自転車・バイク 駐輪届出書

貸主 株式会社タナグラ 様

私は、以下の駐輪使用細則を遵守する事を承諾しました。

20 年 月 日

物件名 \_\_\_\_\_ 号室

御名前 \_\_\_\_\_ ㊞

## <自転車>

使用者	防犯登録No.	色	車体番号

## <バイク>

使用者	メーカー	車種	排気量	色	ナンバープレート
			CC		
			CC		
			CC		
			CC		

## 駐輪使用細則

1. 使用者は、貸主又は管理会社へ駐輪使用届出書を提出し指定の駐輪許可証を受領後、届け出た自転車・バイクの後部から見て、容易に確認が可能な場所に貼り付けること。
2. 利用に際して、使用者の責任と負担にて管理し、万が一当該建物付帯設備（放置によるサビ等で床面など汚損した場合等を含む）及び、第三者に損害が生じた場合は直ちに使用者は自己の負担において原状に回復すると共に、第三者に損害を与えた場合は損害賠償の責任を負うこと。
3. 不要になった自転車・バイクはそのまま放置することなく、直ちに借主又は使用者の責任で処分すること。
4. 居室の契約を解約し退去する場合、所有している自転車・バイク等を責任を以って移動撤去すること。
5. 駐輪される自転車・バイクに如何なる事故・損害・トラブル等がある場合も、原因の如何を問わず、貸主及び管理会社はその責任を負わないことを承諾した。
6. 駐輪許可証を貼付していない、又は長期間放置され使用の意志が無いと思われる自転車・バイクは、貸主又は管理会社による整理の為に「撤去処分予告の案内」を貼り、一定期間までに何ら意思表示の無い場合は所有権放棄とみなされ撤去処分します。このとき借主又は使用者は、貸主及び管理会社へ一切の異議申立て及び損害賠償の請求を行わない事を承諾した。